

“倒産・解雇・雇い止めなどによる離職”をされた人は 申告により国民健康保険税が**軽減**されます

▶対象者

国民健康保険にこれから加入される人または、既に加入されている人で、次の①～②を全て満たす人

- ①離職時に65歳未満であること
- ②雇用保険受給資格者証をお持ちの人で、その離職理由に記載の番号が「11. 12. 21. 22. 23. 31. 32. 33. 34」であること（雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者として失業等給付を受ける人）

▶軽減内容

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。保険税の軽減は、対象者の前年**給与所得**をその30/100とみなして行います。

また、高額療養費等の自己負担限度額の区分についても、同様に、軽減した所得によって判定を行います。

▶軽減期間

離職の翌日から翌年度末までの期間です。
※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

▶必要なもの

保険証、雇用保険受給資格者証、印かん

※雇用保険受給資格者証を紛失された人は、
管轄の公共職業安定所(ハローワーク)で再発行を受けてください。



就職しても引き続き国民健康保険に加入中の方は、対象となりますが、国民健康保険を脱退すると終了します。

ただし、脱退後、国民健康保険に再加入する場合は、引き続き軽減に該当する場合がありますので、詳しくはご相談ください。

軽減を受けるには、申告が必要です。
保険年金課または各支所（保険年金担当）で、
申告を行ってください。



問 い 合 わ せ 先

保険年金課	928-1055	神辺市民課	962-5011
松永市民課	930-0402	内海支所	986-3111
北部市民課	976-8802	沼隈支所	980-7703
東部市民課	940-2576	新市支所	0847-52-5514